

□■受験対策ミニ講座 12号 2021□■（養成所ニュースプラス第18号）

11月23日は勤労感謝の日、今年最後の祝日でした。年末まで加速度的に時間が進んでいきます。仕事も家事もこの時期ならではの忙しさがあります。でも、試験準備はいつものように確実に進めていきましょう。

今回は「福祉行財政と福祉計画」からの出題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【31回47】法律に基づき、福祉計画に定めるべき事項に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 都道府県介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを基に、市町村の介護保険料を定める。
2. 都道府県障害福祉計画では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定める。
3. 市町村障害者計画では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。
4. 市町村障害児福祉計画では、指定障害児入所施設等における入所児支援の質の向上のための事項を定める。
5. 市町村地域福祉計画では、社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項を定める。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(32期生) 11月1日(月)に修了に関する書類を発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(33期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

11月1日(月)に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。

・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。

また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。

・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。

受付できない場合があります。

・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。

また、必ずコピー(控え)をとってください。

・参考文献及び引用文献の記入について、文献(URL)名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。

受講の手引きP18-19の「(3)文章作法とルール」や、P22-24の「(5)参考文献・引用文献の表記方法」を確認のうえ必要事項をすべて記入してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日(日)です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・中央法規より「2021年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試(在宅受験)」のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>

・本養成所主催の「受験対策講座」をwebにて開催しております。

令和3年10月15日（金）に、第32・33期生の皆様にご案内を発送しています。受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

福祉計画については、この5年間を見ても毎年2～3題が出題されています。科目横断的な問題になりますので、簡単な表を作ってポイントを理解していきましょう。お住まいの地域の計画を見ることも、具体的なイメージづくりになると思います。

策定主体について、国は、基本計画や基本指針でガイドラインを示します。市町村は身近な地域でのサービス提供を行い、都道府県は市町村を広域的に、専門的に、連絡調整や人材育成等で支援します。この点を理解していると推察も可能になります。基本計画や基本指針は、厚生労働大臣が策定することが多いですが、障害者基本計画は「政府」が、子ども・子育て支援法の基本指針は「内閣総理大臣」が定めることとされています。

行政計画の相互関係は、ほぼ調和を保つよう法令に示されていますが、老人福祉計画と介護保険事業計画、障害福祉計画と障害児福祉計画は「一体のもの」として作成されなければならないとされています。また、地域福祉計画は、各分野の上位計画であり、共通して取り組む事項等を定めるもの（社会福祉法）とされています。

多くの計画が「定めるものとする」「策定しなければならない」義務規定とされていますが、地域福祉計画、地域福祉支援計画は「努めるものとする」努力規定です。次世代育成支援行動計画は、子ども・子育て支援事業計画が義務化されたことから努力規定になりました。医療は都道府県が医療提供の中心となるため、医療計画と医療費適正化計画は、都道府県が定めることとされています。

福祉計画は、策定→実行→評価を経て再策定されるというPDCAサイクル（31回119）による過程をとります。それぞれの計画が、何年ごとに点検し再策定をしなければならないのかも注意が必要です。3年ごと、5年ごと、6年ごと等それぞれの規定を確認しておきましょう。

その他にも、各計画の策定時・変更時の提出先（32回45）、計画の実績に関する評価の規定（32回46）、各計画の策定の過程と住民参加の仕組み（31回46）、近年の福祉計画の動向（30回48）など多くの視点から出題されていますので、この機会にチャレンジしてみてください。

1. ×介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みは、都道府県ではなく市町村介護保険事業計画で定めます。また、市町村の介護保険料は、市町村介護保険事業計画で定められたサービスの見込み量等を勘案して市町村の条例で保険料率は算定されます。（介護保険法）

2. ○各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数は都道府県障害福祉計画で定めます。障害者総合支援法第89条第2項にはその他定める事項が示されています。参照ください。

3. ×選択肢にある「必要な量の見込み」は市町村障害者計画ではなく、市町村障害福祉計画（障害者総合支援法）で定めます。市町村障害者計画は、障害者基本法に基づくもので国の障害者基本計画及び都道府県が策定する都道府県障害者計画を基本に当該市町村における障害者の状況等をふまえて策定する、障害者のための施策に関する基本的な計画です。（障害者基本法）

4. ×選択肢にある事項を定めるのは市町村ではなく、都道府県障害児福祉計画で定めるように努めるものです（児童福祉法）。障害児入所施設に入所させる権限を持つのは都道府県となります（31回42）。

5. ×選択肢の事項は、市町村ではなく、都道府県地域福祉支援計画に定めるものです（社会福祉法）。その他の事項は、社会福祉法第108条第1項を参照ください。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus